

◎各種届出用紙について

入会申込書、脱退届兼給付請求書、届出事項訂正変更届などの各種届出用紙を同封しております。必要に応じてコピーしてお使いください。なお、各種届出用紙は当会ホームページからダウンロードできます。

Yahoo!等の検索で トップページ右側の

《注意!!》

以前ご利用いただいていたOCR専用紙(赤色枠付き用紙)のコピーや、独自で作成した用紙では機械読込が出来ません。必ず、当会がご提供している用紙をご利用ください。

海遊館 入館券の利用助成

OSAKA AQUARIUM KAIYUKAN

訪れたい水族館アジアNo.1「海遊館」の入館券の利用助成につきまして、つぎのとおり実施致します。

- ◎入館券 チケット料金 大人券(16歳以上または高校生以上) **1,300円**(通常2,300円)
(1枚) 子ども券(小・中学生) **600円**(通常1,200円)
 幼児券(4歳以上) **300円**(通常 600円)

◎有効期限 平成29年12月31日

◎申込枚数 会員お一人につき大人・子ども・幼児券あわせて**5枚まで**

◎申込方法 事業所毎に取りまとめ、別紙申込書に必要事項を記入の上、ファックスまたは郵送でお申込ください。

申込書到着後、入館券及び請求書を送付致します。

申込書は共済会ホームページに掲載しております。(http://kyosaikai.or.jp/index_1.html)

◎申込締切 平成29年6月30日までにお願いします。

※申込にあたり、いただきます個人情報については、
該当事業にかかる業務以外には利用致しません。

引き続き募集しております

前号(vol.192)よりご案内しております、各事業につきまして、引き続き募集しております。

Koi恋パーティー

詳細および申込書は、大阪民間共済会ホームページにてご確認ください。

◎申込締切 平成29年6月11日までにお願いします。

※申込にあたり、いただきます個人情報については、
該当事業にかかる業務以外には利用致しません。

施設職員バレーボール大会

◎開催日時 平成29年7月15日(土)

◎申込締切 平成29年6月16日までにお願いします。

※申込にあたり、いただきます個人情報については、
該当事業にかかる業務以外には利用致しません。

近鉄百貨店特別ご優待会

★期間 6月3日(土)~6月11日(日)の9日間

★取扱店 本店(あべのハルカス)・上本町店・奈良店・橿原店・生駒店・ショップ桔梗が丘

★ご利用方法 ご利用方法及びお支払い方法は、同封しています特別ご優待券をご確認ください。

★問い合わせ先 (株)近鉄百貨店 法人外商第2部第2課

<担当者>上瀬(じょうかん) TEL(06)6655-7376直通



第67回施設従事者激励会へのお誘い

第67回施設従事者激励会は、来る8月4日(金)、大阪「新歌舞伎座」を貸し切り、「コロケ特別公演」をご鑑賞していただきます。

詳しくは、別紙案内と申込書をご覧ください。



◎開催日：平成29年8月4日(金)

◎開催場所：上本町「新歌舞伎座」

◎プログラム：式典
観劇「コロケ特別公演」

◎参加費：無料

◎募集人員：1,400人

◎申込方法：事業所毎に取りまとめ、別紙申込書に必要事項を記入の上、ファックスしてください。

◎申込締切 6月30日までにお願いします。

◎招待券発送時期：7月下旬

※申込にあたり、いただきます個人情報については、
該当事業にかかる業務以外には利用致しません。

永年会員に対する記念品の贈呈について

永年会員に対する記念品の贈呈については、毎年6月30日と12月31日基準で永年会員(通算で15年・25年・35年に達した方)とされた方を対象に記念品を贈呈しております。

一旦退会された会員でも、再加入により通算で15年・25年・35年に達した方も対象としております。再加入で対象となる方は、通算の在会年数を把握できておりませんので、御本人からの「共済会加入期間通算依頼書」の提出が必要となります。

通算依頼書については、ホームページからダウンロードし、必要事項を記入の上、ご提出をお願い致します。

ホームページアドレス

(http://www.kyosaikai.or.jp/index_1.html)

※ご注意

過去に在会されていた加入期間が本会で確認できない場合もございます。その場合、退職された法人の証明をお願いすることがあります。

大阪民間社会福祉事業従事者共済会 永年会員に対する記念品贈呈規程

(目的)

1. この規程は、一般財団法人大阪民間社会福祉事業従事者共済会(以下「共済会」という。)の永年会員に対し、記念品を贈り、永年勤務の労に報いることを目的とする。

(永年会員)

2. 永年会員とは、次の事項の一つに該当した者をいう。

- (1) 共済会会員として通期で15年に達した者
- (2) 共済会会員として通期で25年に達した者
- (3) 共済会会員として通期で35年に達した者

ただし、再加入期間も通期に含めることができる。

(記念品)

3. 記念品の額は、次の表に定める基準とする。

永年会員	記念品
15年に達した者	50,000円相当の記念品
25年に達した者	70,000円相当の記念品
35年に達した者	100,000円相当の記念品

(贈呈の方法)

4. 記念品の贈呈は、毎年6月30日と12月31日時点で永年会員となっている者を対象に、理事長から会員の所属する施設の長を通じて、これを行なう。ただし、再加入で永年会員になった者については、本人の申し出により対象とする。

附則

この規程は、昭和59年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成21年7月1日から施行する。

附則

この規程は、平成23年12月1日から施行する。

